

## 第 54 回財務省 NGO 定期協議質問書

### 議題 1： IDA（国際開発協会）増資交渉における日本政府のポジションについて

提案者：ワールド・ビジョン・ジャパン、日本リザルツ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

#### 背景：

2015 年までに世界的に取り組んでいる MDGs について、すでに MDGs4 及び 5 については、期限までの達成は難しいと言われている。IDA（国際開発協会）は世界 82 の最貧国の基本的な社会サービスを支援する単独では最大の基金であり、MDGs の達成にも重要な役割を持つ。今年はその IDA の 3 年に 1 度の増資交渉の年に当たり、2014 年 7 月からの 3 年間に実施されるプロジェクトのための話し合いが行われる。IDA のドナーとして累計では第 2 位、IDA 第 16 次増資の際には第 3 位の拠出を担っている日本として、世界の課題解決にイニシアティブを発揮するためにも明確な方針が求められている。

1. 今回の第 17 回増資交渉における方針をお聞かせください。
2. 中でも 2015 年までの達成が特に難しいと言われている MDG4 と 5 に関する分野への拠出方針をご教授ください。併せて栄養分野への取り組みへの拠出方針や、栄養への取り組み拡充（Scaling Up Nutrition : SUN）に向けた進捗や日本政府の方針にしても教えてください。

### 議題 2：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業を事例とした世界銀行の非自発的移転政策の見直しへの提言について

提案者：メコン・ウォッチ 東智美・土井利幸

#### 背景：

ラオスのナムトゥン 2（NT2）水力発電事業<sup>1</sup>は、世界銀行（世銀）やラオス政府が「持続的な開発のモデル」として推進してきたのにも関わらず、住民移転については、以下のような問題が指摘できる。

- ① 世銀の支援決定前に、ラオスの軍系伐採会社により、水没予定地の伐採や一部の住民移転が行われた。環境・社会影響調査や代替案調査は、地域住民がこうした事業による影響を受けた後に行われた。
- ② 移転住民の水田・果樹などの資産調査が行われたのは世銀の意思決定の 7 年前の 1998 年であり、影響住民に目的が十分に説明されなかった、正確な実地調査が行われない場合があった、調査から実際の移転までの資産の増減が考慮されていないなど、調査が正確さと公平さを欠いていた。

---

<sup>1</sup> タイへの買電による「貧困削減」を目的とし、ラオス中部に建設された水力発電ダム。2005年に世銀、アジア開発銀行(ADB)が同事業への支援を決定し、2010年3月に商業運転が始まった。世銀は、IDA（国際開発協会）による部分的リスク保証5000万ドルおよび贈与2000万ドル、MIGA（多国間投資保証機関）の政治的リスク保証2億ドルを供与している。

- ③ 同事業によって失われた水田や果樹に対する補償が開始されたのは、移転完了後 2 年が経過してからであった。世銀は、水田や果樹に対する金銭補償は、「生計回復プログラムが実施されており、水田や果樹の補償は補償パッケージの一部に過ぎない」と説明しているが、「移転のために必要な措置が実施されるまでは、(移転住民の資産への) アクセスの移動や制限が行われない」ようにしなければならず、「とりわけ、土地や関連する資産の接收は、補償が支払われたあとでなければ行ってはならない」とする現行のセーフガード政策 (OP4.12 パラグラフ 10) に違反している。水田・果樹の補償の開始後、②に挙げた不十分な資産調査ゆえに、補償に異議を申し立てる住民が表れたが、補償の対象の水田や果樹はすでに水没しているため、異議申し立てへの対応が困難になっている。
- ④ 未だ長期的な生計回復の道筋は見え、多くの住民は現金収入を違法伐採など持続性のない手段に頼っている。
- ⑤ ダムの水が放出される下流の影響村への清潔な水の供給、土地の損失に対する事前の補償、移転村の灌漑設備の設置、など世銀のセーフガード政策及び事業の環境社会配慮策に挙げられた要件が満たされないまま、2010 年に商業運転が開始された。
- ⑥ 一定数の住民が補償事業の村落貯蓄基金によってかえって借金を負い、生活を脅かされている。
- ⑦ 移転住民の生活水準調査報告書、村落貯蓄基金の評価報告書、ダム下流の水質調査報告書など、事業の環境・社会影響にかかる重要な情報が移転住民や市民社会に公開されていない。

現在、世銀はセーフガード政策の見直しに向けて手続きを進めている (5 月 1 日より第 2 フェーズが開始された) が、NT2 で発生した住民移転問題を具体的に検証する中で、世銀のセーフガード政策のあり方の今後について財務省と議論させていただきたい。その際、昨今のラオスの国内情勢、とりわけ市民社会への締め付けの強化を念頭に置き、そのような状況下で世銀がセーフガード政策の実施をどのように担保するのかという点についても協議させていただきたい。

質問：

1. セーフガード政策の運用の強化：NT2 の事例では、⑤に見られるように、世銀のセーフガード政策及び事業の環境社会配慮策に挙げられた要件が満たされないまま、商業運転が開始された。こうした同事業の経験を踏まえ、セーフガード政策の運用を強化するための具体的方策を検討すべきではないか。
2. 移転前の補償の厳格化：③に見られるように、ダムによって水没した水田・果樹への補償が開始されたのは、移転事業の完了後、2 年が経過してからであった。「移転のために必要な措置が実施されるまでは、(移転住民の資産への) アクセスの移動や制限が行われない」ようにしなければならず、「とりわけ、土地や関連する資産の接收は、補償が支払われたあとでなければ行ってはならない」とする現行のセーフガード政策 (OP4.12 パラグラフ 10) を強化し、長期的な生計回復プログラムの実施の有無に関わらず、移転に伴う資産への補償は、それらの接收前に実施されることを担保すべきではないか。
3. 移転プロセスにおける影響住民の参加の確保：新しい移転政策には、事業の影響や政策で保障された影響住民の権利について十分な情報を事前に提供すること、発言の自由が確保された状況でコンサルテーションを実施することなど、「自由な状況下で、事前に、十分な情報提供を行った上での合

意形成（FPIC）」の保障を明記すべきである。一方、「持続的な開発のモデル」として NT2 が実施されたラオスにおいては、2012 年 12 月に言論の自由と地域住民の権利の保障を開発パートナーに訴えたスイスの NGO 代表の強制国外退去、著名なラオス人社会活動家の誘拐失踪事件が起こり、首相が市民社会への監視の強化を呼びかける文書を発表するなど、政府による市民社会への締め付けが強まっている。NT2 の移転住民をはじめ、開発事業の影響住民や、現地で活動する NGO には、言論の自由が保障されていない。こうした政治社会状況下で、世銀がセーフガード政策（とりわけ、影響住民の移転プロセスへの意味のある参加）の実施をどのように担保するかが検討されるべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

<添付資料>

- ・ Recommendations to the World Bank's Review on its Involuntary Resettlement Policy--Lessons Learned from the Nam Theun 2 Hydropower Project in Lao PDR （メコン・ウォッチ、2013 年 4 月 21 日提出）

**議題 3：世界銀行のセーフガード政策改訂及び国際金融公社（IFC）・アジア開発銀行（ADB）による金融仲介機関への投融資について**

**提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝**

背景：

世界銀行セーフガード政策改訂アプローチペーパーに対するコンサルテーション期間が2013年4月に終了。今後は第 1 ドラフトが作成される予定である。また、IFC の監査機関である Compliance Advisor Ombudsman (CAO)が IFC による金融仲介機関(FI)への投資に関する監査報告書「CAO Audit of a Sample of IFC Investments in Third-Party Financial Intermediaries」を発表。FI への投資における環境社会配慮の強化が課題となっている。

質問 1：

2013 年 1 月 28 日に世界銀行のセーフガード政策改訂担当者と財務省の間でセーフガード政策に関する会合が開催された。議論の概要と財務省の発言内容を教えて頂きたい。

質問 2：

春季総会で開催された NGO との協議において、世界銀行のスタッフから世界銀行の事業戦略見直しに伴いセーフガード政策の改訂作業が遅れるとの発言があったとのことである。事業戦略見直しの内容とセーフガード政策改訂プロセスとの関連性について教えて頂きたい。また、第 1 次ドラフトの一般公開のタイミングについて教えて頂きたい。

質問 3：

新しい世界銀行セーフガード政策の適用範囲について、以下の理由から、開発政策借款（DPL）や成果連動型プログラム融資（PforR）を新しいセーフガード政策の対象に含めるべきだと考えるが、財務省の

見解を教えてください。

1. 投融资ポートフォリオの変化：世界銀行の投資ポートフォリオにおいて、DPL は 3 割～4 割を占める。PforR は 2013 年までは 5%以下に制限されているが、以降は拡大する可能性がある。
2. 政策上の不備：
  - A) DPL における環境社会配慮要件が不明である。OP8.60 パラグラフ 10 及び 11 では、借入国とのギャップを解消することが要件になっているが、参照する基準が不明確である。JICA ではマスタープラン段階において戦略的環境アセスメント（SEA）を適用することが要件となっているが、世界銀行ではそのような要件は課されていない。Program Document に記載される環境社会配慮項目は、借入国の同意がない限り、融資承認後に公開されることになっており、DPL における情報公開の規定が不十分である（借入国の環境社会マネジメントシステムのギャップと対策を理事会承認前に公開すると規定した OP4.00 パラグラフ 7 との整合性が取れていない）。
  - B) PforR では、OP9.00 において、参照するべき環境社会配慮基準は明確になっているものの、同じく環境社会マネジメントシステムの審査基準である OP4.00 と比較して不十分である。また、基準を満たしていない場合の対応（ギャップを埋めるための要件）が不明確である（第 50 回財務省 NGO 協議会議事録参照）。
3. 実施上の問題：DPL では実施において、NGO から以下の環境社会問題が指摘されている（Bank Information Center and Global Witness, World Bank Safeguards & Development Policy Lending<sup>2</sup>及び Global Witness Comments on World Bank 2012 Development Policy Lending Retrospective を参照）。
  - A) Democratic Republic of Congo Transitional Support for Economic Recovery (P091990)：産業伐採契約に関連する DPL で、融資の際、世界銀行事務局は影響なしと判断。しかし、Inspection Panel により、この判断は不適切であると指摘された。
  - B) Forest and Environment Development Program (FEDP) to Cameroon：先住民計画を策定したものの、世銀はその実施を監督せず、先住民に多大な悪影響を及ぼした。第 2、第 3 の tranche は、ガバナンス改善を達成しなかったためキャンセルとなった。
  - C) Ghana Natural Resource and Environmental Governance - DPO (P118188)：森林コミュニティにおける社会問題に対処する開発目標を支援する適切な指標の設定に失敗。Voluntary Partnership Agreement の実施を推進してきたが、違法伐採の削減効果を生み出せていない。これらの問題は実施完了報告書（ICR）において世銀事務局も認めている。
4. 独立評価グループ（IEG）による指摘：世界銀行の森林戦略に関する独立評価グループ（IEG）の調査報告書（48 ページ参照）<sup>3</sup>によると、IL で求められているアセスメントや管理のレベルが DPL では要件となっていないこと、世界銀行の厳格なアセスメントや管理能力が DPL において抑制されている、と指摘されている。
5. 他MDBs 政策との整合性：ADB では、2009 年の Safeguard Policy Statement (SPS) 策定で、Framework Approach を採用。プログラム融資・セクター融資等においても SPS が適用されている。

<sup>2</sup> Bank Information Center and Global Witness, World Bank Safeguards & Development Policy Lending <http://www.forestpeoples.org/topics/safeguard-accountability-issues/publication/2013/world-bank-safeguards-development-policy-le>

<sup>3</sup> Independent Evaluation Group, Managing Forest Resources for Sustainable Development <http://ieg.worldbankgroup.org/content/ieg/en/home/reports/forest.html>

質問 4 :

IDA 第 17 次増資交渉において、新しいセーフガード政策を IDA で行われる DPL 及び PforR に適用するよう求めるべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

質問 5 :

IFC の監査機関である Compliance Advisor Ombudsman (CAO) の報告書「CAO Audit of a Sample of IFC Investments in Third-Party Financial Intermediaries」(41 ページ参照)<sup>4</sup>において、IFC は FI を通じた投融資のサンプル事業調査のうち 10% の事業が IFC の要件を満たしていなかったこと、クライアントの SEMS (社会環境管理システム) が目標を満たしているかどうかを判断するシステムティックな方法論を有していないこと等が指摘されている (FI への投融資は IFC のポートフォリオの約 4 割を占める)。現行の Policy on Environmental and Social Sustainability のパラグラフ 35 では、relevant principle や relevant requirement が適用されるようになっており、FI クライアントの SEMS を審査する際の基準が明確でない。今後、FI の投融資における環境・社会影響や汚職腐敗を回避するために、IFC による政策改訂・監督強化 (特に IFC が FI クライアントの SEMS を審査する際の明確な基準の設定) の必要があると思われるが、財務省の見解を伺いたい。

質問 6 :

ADB による金融仲介機関への投融資においても同様の問題が生じている可能性があるため、ADB も評価局による FI 向け投融資の調査を行うべきだと考える。財務省の見解を伺いたい。

#### **議題 4 : カンボジア・GMS 鉄道改修事業 (アジア開発銀行融資案件) に伴う住民移転に関する調査報告書の公開をめぐって**

**提出者 : 土井利幸 (メコン・ウォッチ)**

#### **経緯**

カンボジア・GMS 鉄道改修事業 (以下、「鉄道改修事業」) に伴う住民移転・補償問題については、過去の定期協議でも取り上げていただいているが<sup>5</sup>、問題は未だに解決されておらず、現在、アジア開発銀行 (ADB) のアカウントビリティ・メカニズム (参考資料) および東南アジア局による解決努力が同時並行で行われている。

昨年 (2012 年) 9 月、ADB 東南アジア局の対応の一環として、NGO からの助言にも基づき、住民移転問題の世界的権威であり、30 年にわたり世界銀行の移転政策の策定・運用に尽力したマイケル・セルニア (Michael Cernea) 氏が、ADB の委託を受け、鉄道改修事業による住民移転の実施・監視体制の改善を目的とした調査を行い、「Monitoring of Population Resettlement in Cambodia's Railway Rehabilitation

<sup>4</sup> CAO Audit of a Sample of IFC Investments in Third-Party Financial Intermediaries  
[http://www.cao-ombudsman.org/newsroom/documents/Audit\\_Report\\_C-I-R9-Y10-135.pdf](http://www.cao-ombudsman.org/newsroom/documents/Audit_Report_C-I-R9-Y10-135.pdf)

<sup>5</sup> 第 46、48、49、50 (2 議案)、51、52 回定期協議会の議事録および質問書を参照。

Project: Current Status, Strengths, Weaknesses, and Recommendations”と題する報告書（以下、「セルニア報告書」）を作成した。

2013年1月、ADBは、セルニア報告書をカンボジア政府／Inter-ministerial Resettlement Committee（IRC）に提出し、その後、ADBとともに鉄道改修事業を支援しているオーストラリア政府国際開発庁（AusAID）も交えて、セルニア報告書に基づいた行動計画を作成中であると伝えられている。今回は、セルニア報告書の公開をめぐって、日本政府／財務省の見解をうかがいたい。

2013年2月、これまで鉄道改修事業の移転住民を支援してきたNGO、Inclusive Development International（IDI）がセルニア報告書の公開を求めたが、2月14日、東南アジア局は、セルニア報告書が内部文書であり、その公開は、「忌憚のない意見の交換・伝達を妨げることで、ADB内部およびADBと加盟国との間の審議・意思決定手続きの完全性を阻害する、ないしは阻害する恐れがある」ため<sup>6</sup>、2011年のPublic Communication Policyが規定する「公開の前提」（presumption in favor of disclosure）の例外項目である第97段落（i）および（ii）に該当するとして、非公開の判断を下した<sup>7</sup>。

これに対して、2月16日、IDIは、PCPの規定により、ADBのPublic Disclosure Advisory Committee（PDAC）に対して、「セルニア報告書には市民（the public）が関心を持ち、市民および移転住民には、（鉄道改修事業のような公的資金が支援する）公的な事業に関して中立的な情報や所見を得る権利がある」ことから、PCPが規定する「公的利益の優先（public interest override）」に該当するとして<sup>8</sup>、非公開の判断に対する異議を申立てた<sup>9</sup>。

3月15日、PDACは、「公的利益の優先」をセルニア報告書の提言部分にのみ認めつつ、残りの本体部分については、一括して、内部文書であると同時に、報告書作成のために提供した相当量の内部文書や情報が、報告書自体も含めて、非公開を前提とした忌憚なき意見交換によって機能するADBの内部手続きの一部をなし、その公開は、（鉄道改修事業の住民移転に関わる）問題の解決に不可欠な意見の交換を阻害し、問題解決を遅らせ、また、将来的な事業の障害になる可能性もあるとした。この見解に基づき、PDACは、セルニア報告書の公開による損害が公的な利益を上回り、その一方で、提言部分の公開が移転問題の解決につながり、PCPの規定する公的な利益の要件を十分に満たすとして、提言部分以外については、従来通り非公開の判断を下した。

---

<sup>6</sup> 原文は、“Disclosure would, or would be likely to, compromise the integrity of the deliberative and decision-making process within ADB and between ADB and its member by inhibiting the candid exchange of ideas and communications.” <http://www.adb.org/site/disclosure/requests-denied>

<sup>7</sup> Public Communications Policy（2011年） <http://www.adb.org/sites/default/files/pcp-2011.pdf>

<sup>8</sup> 原文は、“The public has an equal interest in this report. Moreover, the public and the people affected by the railway rehabilitation project have a right to independent information and analysis about a public project...”

<sup>9</sup> PCP 第99段落

3月19日、PDACの決定にしたがって、セルニア報告書の提言部分は、ADBのHP上で公開された<sup>10</sup>。

## 質問

上記で述べたように、IDIによるセルニア報告書の公開請求は、「公的な利益の優先」を根拠としている。これは、セルニア報告書全体がPCPの公開原則の例外規定に該当するという、東南アジア局の判断を前提としたものである。しかし、セルニア報告書を一括して公開への例外とすることは、PCPの適用として適切ではない。セルニア報告書に、仮にPCPの公開例外規定に該当する箇所がある場合は、その根拠を示した上で、該当箇所のみを非公開とし、残りの部分を公開することが、PCPの適切な運用であると考えるが、日本政府・財務省の見解をうかがいたい。

## 参考資料

### ADB 鉄道改修事業による移転問題をめぐる異議申立て

2013年5月10日作成

#### 1) 特別事業ファシリテーター事務局 (OSPF) <sup>11</sup>

##### 1-1) OSPF 整理番号 6/2011<sup>12</sup>

内容：2011年11月、ポイペト、バットンボン、ポーサット各州、およびプノンペンとシアヌークビルの影響住民が、補償基準の見直し、移転地の条件整備、生計の回復、移転による債務の解消、情報・協議の不足や強要・脅迫行為の是正、土地所有権の確認を求めて申立て。

結果：2012年1月11日、申立ては「適格」と判定され、2012年10月まで、問題解決を目的とした一連のワークショップが開催された<sup>13</sup>。一部住民は、引き続き遵守審査パネル (CRP) に異議を申立てた。

##### 1-2) OSPF 整理番号 1/2012<sup>14</sup>

内容：2012年4月、ポイペト州の影響住民3名が、移転地の補償を求めて申立て。

結果：2012年4月30日、ADB マネジメントと協議していないことを理由に申立ては「不適格」と判定された。

##### 1-3) OSPF 整理番号 1/2013<sup>15</sup>

<sup>10</sup> 提言は、1) 移転住民が債務の担保として土地を失うことを防止する法・財政上の緊急措置、2) 将来の生計手段の選択肢や、職業訓練の対象となる職種の大幅な拡大、3) 住民移転監査の実施、4) IRCの長期的な組織強化も含めた住民移転実施・監視体制の強化、からなる四つの「提言群 (cluster)」にまとめられている。

<http://www.adb.org/sites/default/files/projdocs/2013/37269-013-cam-tacr-recommendations.pdf>

<sup>11</sup> OSPF、Complaints Registry by Year を基に作成。

<http://www.adb.org/site/accountability-mechanism/problem-solving-function/complaint-registry-year>

<sup>12</sup> <http://www.adb.org/sites/default/files/cam-complaint-letter-8Feb2012.pdf>

<sup>13</sup> 具体的な成果については公表されていない。

<sup>14</sup> <http://www.adb.org/sites/default/files/complaint-letter-en-cam-railway-2012.pdf>

内容：2013年2月、プノンペンの影響住民19名が、追加補償を求めて申立て。

結果：2013年2月25日、一部住民の異議についてはOSPFによって処理済で、新証拠の提出がなく、残りの住民についてはマネジメントと協議していないことを理由に申立ては「不適格」と判定された。

1-4) OSPF 整理番号 2/2013<sup>16</sup>

内容：2013年3月、プノンペンの影響住民67名が、不十分な補償額と生計回復の困難による債務問題の解決を求めて、申立て。

結果：2013年4月10日、「不適格」と判定された<sup>17</sup>。

2) 政策遵守パネル事務局 (OCRCP) <sup>18</sup>

OCRCP 整理番号 2012/2<sup>19</sup>

内容：2012年8月、ポイペト、バタンボン両州、およびプノンペン、シアヌークビルの影響住民が、OSPFに対する異議(6/2011)の処理が第7段階に達したことから、ADBによる1995年住民移転政策などの不遵守の同時並行調査を求めて申立て<sup>20</sup>。

結果：2012年9月18日、申立ては「適格」と判定され<sup>21</sup>、同10月9日、ADB理事会も調査の実施を承認。同10月24日、理事会政策遵守委員会(BCRC)が調査のTORを承認したが<sup>22</sup>、現地での調査はまだ実施されていない。

---

<sup>15</sup> <http://www.adb.org/sites/default/files/CAM-3rd-complaint-final-english-letter.pdf>

<sup>16</sup> <http://www.adb.org/sites/default/files/CAM-complaint-letter-english-26March2013.pdf>

<sup>17</sup> 現時点で、判定理由は公表されていない。

<sup>18</sup> <http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/alldocs/RDIA-8XT5DA?OpenDocument>

<sup>19</sup>

[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf/\\$FILE/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf/$FILE/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf)

<sup>20</sup> Loan Covenants (2003年)、Gender and Development (2010年)、Incorporation of Social Dimensions (2010年) Governance (2010)などの不遵守をあわせて指摘している。また、二度目のLoan Agreementの締結がSafeguard Policy Statement (2009年)の制定後であったことから、1995年の住民移転政策が不明確な場合には、Safeguard Requirements 2: Involuntary Resettlementを参照すべきであるとしている(第88段落)。

<sup>21</sup>

[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20Eligibility%20Report-18Sept2012.pdf/\\$FILE/CAM%20Eligibility%20Report-18Sept2012.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20Eligibility%20Report-18Sept2012.pdf/$FILE/CAM%20Eligibility%20Report-18Sept2012.pdf)

<sup>22</sup>

[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20TOR%20FINAL%20revised.pdf/\\$FILE/CAM%20TOR%20FINAL%20revised.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20TOR%20FINAL%20revised.pdf/$FILE/CAM%20TOR%20FINAL%20revised.pdf)

## 議題 5：ビルマへのプログラムローンに係るモニタリングの現状

松本 悟（メコン・ウォッチ／法政大学）

第 50 回及び第 53 回定期協議で取り上げた日本の対ビルマ（ミャンマー）プログラムローンに係るモニタリングについてフォローアップの質問をする。第 53 回定期協議で財務省からはポリシーマトリックスにしたがって経済・財政、社会、環境、ガバナンス等についてモニタリングを実施する旨の発言があった。その後、2013 年 3 月 29 日、ネーपीドーにおいて、第 1 回目の政府間モニタリング会合が開催され、財務省から武内審議官が出席されたとの発表がなされている。また、このモニタリング会合の機会に、ティラワ経済特別区の開発における住民移転問題も取り上げられたと発表されている。こうした動向をふまえて以下の点について質問し、議論を行いたい。

質問 1. モニタリングマトリックスの各項目にしたがって、3 月の会合でどのような確認をされたか、特に、教育関連支出の改善、SEZ 運営能力の向上、保健・衛生サービスの向上、強制労働撲滅、環境アセスメント法制化、人権政策についてご教示頂きたい。

質問 2. モニタリングの方法が政府中心で、ステークホルダーへの情報共有や意味ある参加（市民社会組織、少数民族の代表者）が確保されていない。この点についてどのような対応をお考えか。

質問 3. モニタリングは 1 年の予定だが、マトリックスに示された改革はとて 1 年では終わらない。支払が 1 回だからといって、これではマトリックスが絵に描いた餅になりかねない。モニタリング期間の延期をビルマ（ミャンマー）政府に働きかけるべきだと考えるが財務省の見解はいかがか。

質問 4. モニタリング会合の機会に、ティラワ経済特別区の開発における住民移転問題も取り上げられたと発表されている。ティラワの立ち退き問題についてどのような対応をお考えか。

質問 5. 世銀や ADB が持っていた債権もブリッジローンで返済されたため、両機関はビルマ（ミャンマー）への援助を再開した。債務救済に伴う政策モニタリングの点で、日本政府は世銀や ADB とは連携しているのか、しているならば、どのように連携しているかご教示頂きたい。